明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一九七）　二

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条の二第二項の規定により国が承継する財産を定める政令（一九八）　三

○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（一九九）　四

○関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（二〇〇）　四

○東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（二〇一）　四

○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（二〇二）　四

○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（二〇三）　四

〔省　令〕

○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇四）　四

〔告　示〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**四六六～四六八、四七〇、四七二）　四

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（**同**四六九、四七一）　四

○円借款の供与に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四一二）　五

○パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の書簡の交換に関する件（**同**四一三）　六

○中等学校改善計画のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四一四）　六

○千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の附属書の改正に関する件（**同**四一五）　六

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一五四〇、一五四一）　七

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一五四二～一五四九）　七

○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（**国土交通**一〇二九）　七

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一九六、一九七）　九

○道路に関する件（**沖縄総合事務局**三八～四一）　九

〔国会事項〕

内閣　法務省　財務省　防衛省　一〇

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省　防衛省　一〇

〔叙位・叙勲〕

内閣　法務省　財務省　防衛省　一〇

〔皇室事項〕

閣議決定等事項　一三

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（静岡労働局最低賃金公示一）　一三

〔資　料〕

閣議決定等事項　一三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

適格機関投資家、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三

特殊法人等

平成二十一年度日本郵政共済組合の決算関係　一三〇

会社その他　一三一

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九七号）（総務省）

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成一八年法律第一一九号）附則第一条ただし書に規定する規定のうち同法附則第二条の二の規定の施行期日は、平成二二年九月三〇日とすることとした。

◇独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条の二第二項の規定により国が承継する財産を定める政令（政令第一九八号）（総務省）

1　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成一八年法律第一一九号。以下「法」という。）附則第二条の二第二項の規定により国が承継する財産について定めることとした。

2　この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定のうち法附則第二条の二の規定の施行の日（平成二二年九月三〇日）から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（総務省）

1　別表に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、直江津地区及び堺泉北臨海地区について区域の拡張を行うこととした。（別表関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。